

## 【中国】外資規制緩和のための4法一括改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

\* 2016年9月3日、対中投資の一層の拡大を目的として、外資系企業の設定等の手続を、事前審査による許可制から届出制に全面移行させるための関係法の改正が行われた。

### 1 経緯

2013年9月、中国政府は上海に自由貿易試験区（以下「試験区」）を設立した。これは、外資に対する規制緩和を促進し、対中投資を拡大させることを目的とするものである。試験区においては、外資系企業に対する投資前段階での内国民待遇のほか、当局の事前審査による許可制から事前審査不要の届出制への移行など、新たな規制緩和策が試行的に導入された。2015年4月には、同様の試験区が広東、天津、福建にも設立された。また、上海試験区については、後に区域も拡大され、2016年6月末現在、設立された外資系企業は5,984社、外資契約額は4032億元（注1）に達している。

上海試験区の設定当初、届出制の試行期間は2013年10月1日から3年間と定められていた。試行期間の終了を前に、中国政府は、対中投資の一層の拡大発展のため、届出制を全国で本格実施する方針を決定した。2016年9月3日、第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議において可決、成立した「中華人民共和国外資企業法」等4法の改正に関する決定（注2）は、そのための法改正である。

### 2 外資企業法等4法の改正—届出制の導入—

今回改正された法律は、資本金全額が外国からの投資による企業に適用される外資企業法（全25か条）（注3）、中国側と外国側の共同出資による合弁企業に適用される中外合資経営企業法（全17か条）（注4）、中国側と外国側が共同で事業経営を行う企業に適用される中外合作経営企業法（全28か条）（注5）、台湾資本の企業に適用される台湾同胞投資保護法（全16か条）（注6）の4本である（以下、これら4法の適用対象となる企業を「外資系企業」と総称する。）。

改正の内容は、4本の法律にそれぞれ、「外資系企業の設定、終了、重要事項の変更等の審査許可事項について、当該企業が国の定める参入特別管理措置（ネガティブリスト）の対象業種に該当しない場合、審査許可方式ではなく届出管理方式を適用する」旨を定める1条を加えるというものである。外資企業法の第23条、中外合資経営企業法の第15条、中外合作経営企業法の第25条、台湾同胞投資保護法の第14条が該当条文である。

これらの改正法は2016年10月1日から施行され、上海等4試験区における届出制の試行措置は同時に終了した。これにより、全国一律に届出制が実施されることになった。

### 3 届出制の概要

外資系企業の設定等の届出制に関する具体的な手続等については、2016年10月8日、

商務省が「外国投資企業の設立及び変更の届出管理に関する暫定規則」（注 7）を定めている。ネガティブリストに該当しない外資系企業の設立及び変更について、この規則が適用される。全 37 か条から成る規則の主な内容は次のとおりである。

### (1) 設立・変更の手続

ネガティブリストに該当しない外資系企業の設立については、企業名称の予備審査後、営業許可証の取得前又は取得後 30 日以内に、商務省の外資系企業オンライン総合管理システム（以下「総合管理システム」）を通じて設立届出申告書等を提出することにより届出手続を行う（第 5 条）。

ネガティブリストに該当しない外資系企業の基本情報等に変更が発生したときは、変更事項の発生後 30 日以内に、総合管理システムを通じて変更届出申告書等を提出することにより届出手続を行う（第 6 条）。

なお、届出管理を行う外資系企業に発生した変更事項が、ネガティブリストに関係するものである場合は、関係法に基づき審査許可手続を行わなければならない（第 10 条）。

### (2) 届出の処理

関係行政機関は、設立・変更届出申告書等が提出された場合、提出から 3 営業日以内に届出の処理を完了することが義務付けられている。届出管理の対象とならないものについては、3 営業日以内に当該企業にオンラインで通知しなければならない。また、届出の処理結果は総合管理システムにおいて公表することとされている（第 11 条）。

### (3) 罰則

外資系企業がこの規則に定める期限内に届出手続を行わなかった場合、又は届出手続に重大な遺漏があった場合、当局からの是正命令に反して期限までに改めず、又は情状が重いときは、3 万元以下の過料に処する。届出内容に虚偽があった場合も、3 万元以下の過料に処する（第 24 条）。

注（インターネット情報は 2016 年 10 月 17 日現在である。）

- (1) 1 元は約 15.2 円（平成 28 年 10 月分報告省令レート）。
- (2) 「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国外资企业法》等四部法律的决定」中国人大网 <[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content\\_1996747.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/03/content_1996747.htm)>
- (3) 「中华人民共和国外资企业法」（制定：1986.4.12、改正：2000.10.31、2016.9.3）同上 <[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content\\_1997114.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content_1997114.htm)>
- (4) 「中华人民共和国中外合资经营企业法」（制定：1979.7.1、改正：1990.4.4、2001.3.15、2016.9.3）同上 <[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content\\_1997113.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content_1997113.htm)>
- (5) 「中华人民共和国中外合作经营企业法」（制定：1988.4.13、改正：2000.10.31、2016.9.3）同上 <[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content\\_1997112.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content_1997112.htm)>
- (6) 「中华人民共和国台湾同胞投资保护法」（制定：1994.3.5、改正：2016.9.3）同上 <[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content\\_1997111.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-09/06/content_1997111.htm)>
- (7) 「中华人民共和国商务部令 2016 年第 3 号《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》」中华人民共和国商务部 <<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201610/20161001404974.shtml>>